

意見書案第9号

ケア労働者の持続的賃金改善を求める意見書案を提出するに
ついて

宇治市議会会議規則第14条第1項の規定により、見出しの議案
を別紙のとおり提出する。

令和7年12月24日提出

提出者 宇治市議会議員 宮 本 繁 夫

同 坂 本 優 子

同 山 崎 匡

同 大 河 直 幸

同 徳 永 未 来

同 谷 上 晴 彦

宇治市議会議長 木 本 裕 章 様

ケア労働者の持続的賃金改善を求める意見書

今日、最低賃金の引き上げや企業における基本給引き上げなど賃上げが進むなか、ケア労働者との大きな賃金格差が生じている。

2025年度政府補正予算案の内容では、ケア労働者の賃金格差を是正するには極めて不十分であり、依然として、医療・保育・障害・介護という社会インフラ・社会資源への影響が懸念される。

賃金格差の要因として、医療・保育・障害・介護分野の職員の賃金は、国が定める公定価格による報酬で決まるため、国において必要な財源措置が図られない限り、物価高騰に伴う物件費や人件費などのコスト上昇が賃金に反映されない仕組みとなっていることが大きく影響している。

よって、国におかれては、医療・保育・障害・介護分野における物価高騰・他職種の賃金上昇等を踏まえた報酬単価、処遇改善につなげる加算の引き上げなどを行い、ケア労働者の抜本的な処遇の改善と人材確保のための財政措置を講じられることを強く要望する。

なお、国が財政措置を講じられる際は、国民の負担増につながることのないよう併せて求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月 日

京都府宇治市議会議長 木 本 裕 章

衆議院議長	額賀福志郎様
参議院議長	関口昌一様
内閣総理大臣	高市早苗様
総務大臣	林芳正様
財務大臣	片山さつき様
厚生労働大臣	上野賢一郎様